

## 第2部 地震災害予防計画

### 第1章 都市の安全性の向上

阪神・淡路大震災における被害原因を究明する中で、都市構造そのものの安全性の向上により積極的に取り組む必要性が明らかになりました。計画的な土地利用と市街地整備をより一層推進させ、公園、緑地、道路、河川による火災の延焼防止や避難地・避難路等として有効に機能する防災空間の確保の推進などです。

道路などの構造物の耐震設計基準も見直され、その対応も必要となっています。昭和56年の新耐震基準以前に建築されたもののうち、耐震性に問題がある建築物について、その耐震性の向上が被災時の被害を最小限に食い止める上で重要であることも明らかになっています。都市の安全性の向上を図るために、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設などの耐震性の確保を進めます。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的によって異なりますが、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って進めます。

また、県の実施している「安全な県土づくり」による、河川管理施設や海岸保全施設の整備に協力し、大雨による洪水等に対する都市の安全性及び高潮等の災害から背後地を守るなどの整備を計画的に推進し、災害に強いまちづくりに努めます。

#### 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

##### 1 湯河原町都市防災基本計画

町は、「神奈川県都市防災基本計画」及び、「市町村都市防災基本計画」に基づき、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした「防災生活圏」を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、防災活動拠点などの整備を推進します。

##### 2 都市計画法に基づく準防火地域の指定における防災対策の推進

準防火地域に指定されている地区においては、建築物の不燃化を重点的に促進し、木造建築物密集地区においては、延焼遮断帯、避難路、避難地、緊急輸送路、防災拠点などとの連携を図り、準防火地域等の指定に努めます。

### 3 開発許可にかかわる安全性の配慮

町は県と連携を図り、都市計画法に基づく開発の許可等に係わる行為に当たっては、更に安全性に配慮した指導を進めます。

## 第2節 防災空間の整備等

町は、災害から住民の安全性を確保するため、住民や地域の参加のもと、きめ細かな防災活動を可能とする適切な圏域（防災活動圏）を形成するとともに、防災活動の拠点となる場や避難路、避難場所等の整備を図るなど、防災空間の整備を推進します。

## 第3節 公共施設等の安全対策

### 1 道路及び橋りょうの整備

町は、防災効果の高い道路の整備を推進し、緊急車両の通行路の確保、避難路の確保等に努めます。

また、橋りょうについても、県の指導及び技術的支援を受け、耐震性の強化を図ります。

### 2 ヘリポート・港湾施設の整備等

大地震が発生したとき、国道 135 号等の幹線道路が寸断し、本町は孤立するおそれがあります。このため、町は、重症者及び緊急物資の輸送を確保するためのヘリポートを整備するとともに、海上輸送方法等について調査・研究します。

## 第4節 土砂災害対策

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき土砂災害が発生するおそれがある地域の周知に努め被害の軽減を図ります。

県や防災関係機関と連携し、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査、把握し、土砂災害ハザードマップの作成や警戒・避難体制整備計画の策定を進めていきます。

また、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流など災害発生の危険性の高いところについて、工事等のハード整備を県へ要請していきます。

## 1 土砂災害危険箇所の調査・把握

### (1) 土石流

町に、「砂防法」における砂防指定地があり、砂防指定地では、宅地造成等、土地の形状を変える行為をする場合には許可が必要となっています。

### (2) 急傾斜地

町に、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、県が指定する急傾斜地崩壊危険区域があり、指定区域では切土、盛土、立木の伐採等の一定の行為が制限されます。

### (3) 地すべり

町に、「地すべり等防止法」における地すべり防止区域があり、地すべり防止区域では、地すべり防止の観点から、地すべりを誘発し助長するおそれのある一定の行為が制限されます。

## 2 警戒避難体制の整備

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県が指定した土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における避難情報の伝達方法を定めるとともに区域内住民へ土砂災害ハザードマップを配布する等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図ります。

また、要配慮者施設に対し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、施設の管理者に対し、危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供して、防災体制の整備に努めるよう指導することにより、要配慮者施設に係る総合的な土砂災害対策を推進します。

なお、土砂災害防止法の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に存在する要配慮者施設の管理者に対しては、電話・FAX等により土砂災害警戒情報（神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表）、土砂災害緊急情報及び避難情報等を確実に伝達することとします。

さらに、町は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

## 資料 2-1 防災上注意すべき自然条件（砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・土砂災害警戒区域）

## **第5節 ライフラインの安全対策**

### 1 上下水道施設

町及び水道事業者は、上下水道施設の安全性向上のため、主要上下水道施設の耐震化、非常用電源機器の整備、緊急遮断弁の設置等を進めます。

町内における各簡易水道組合は、災害に対して迅速に対応できるよう体制を強化します。

### 2 電気、ガス、電話・通信施設

電気、ガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において安全性強化対策を進め、防災性の向上に取り組むとともに、被災時の復旧システムの充実強化に取り組みます。

## **第6節 液状化対策**

大規模な構造物は、地下深く、固い支持層まで杭を打つなど液状化対策が講じられてきましたが、戸建ての住宅などには対策工法の普及はまだ進んでいないといわれています。また、大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く側方流動が発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。

### 1 県では、「建築物の液状化対策マニュアル」(昭和60年)を策定しました。

また、神奈川県地震被害想定調査報告書(平成27年3月)にて液状化の可能性を想定し、地震被害想定結果として広く県民に情報を提供しています。

### 2 町では、今後、液状化の可能性のある地域に対し、対策工法の啓発に努めるとともに、液状化対策についての情報収集等を行います。

## **第7節 危険物施設等の安全対策**

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生したとき、周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じる可能性がありますので、その安全対策の強化、充実が必要です。

町は、危険物施設等の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。

## 資料 2-2 危険物製造所等貯蔵量別施設数

### 第8節 建築物の安全確保対策

町は、民間建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「湯河原町耐震改修促進計画」に基づき、多数の者が利用する建築物の所有者に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言及び普及・啓発を実施するとともに、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、神奈川県と協働して耐震化を推進します。

また、湯河原町生垣設置奨励補助金の活用により、ブロック塀に替えて生垣の設置を促進するとともに、窓ガラス、屋外広告物等の落下防止対策についても必要な対策を講じるよう指導します。

### 第9節 出火予防対策

災害時に火災が発生しますと、時間、季節、風向、風速等によっては、更に延焼する可能性があります。

町は、出火及び延焼拡大防止のため、初期消火等に関する指導徹底、消防力の強化に努めます。また、延焼防止の観点から、道路、公園の整備を進めるとともに、準防火地域の指定をします。

## 第2章 津波・高潮の対策

### 第1節 津波・高潮対策

#### 1 本町の現状

本町の海岸線は、総延長約3kmで、沿岸部は市街化が進み、大型の物販店等が建設され、週末には多くの人が集まります。また、沿岸部のほぼ中央部に湯河原海岸があり、海水浴シーズンには湯河原海水浴場として大勢の観光客等で賑います。

県は、湯河原海岸において、海岸高潮対策として、防潮堤、護岸、人工リーフ等を設置しました。

町は、人工リーフ設置後に防災的機能を有し、海岸緑地帯の形成を図る湯河原海辺公園の整備を進めています。

町は、海岸における避難口案内標示をしていますが、より一層の伝達体制の充実や津波・高潮のおそろしさに対する海浜利用者の防災意識高揚を推進します。

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からまちづくりに努めます。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めます。

町は、県と連携して「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。

町は、行政関連施設や要配慮者施設について、浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。

#### 2 河川、流域等の整備

県が都市河川の整備を推進することに伴い、町は、流域の適正な土地利用への誘導も含めた総合的な治水対策を推進します。

また、町は、都市計画法に基づく開発の許可において、安全性に配慮した指導を進めます。

### 3 海岸保全施設等の整備

町は、津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。

また、船の座礁防止策や漁業関係被害の軽減策について検討します。

### 4 伝達体制等の整備

津波の伝達監視体制として、湯河原町地域防災計画に基づく湯河原町消防本部震災警防計画により津波監視担当者の選任、津波監視場所の設置等が計画され、防災行政無線施設の海岸地区に対する整備も図られております。また、地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や防災行政無線の整備を進め、災害時の情報収集・伝達体制を強化します。

### 5 避難施設の整備等

町は、津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難経路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の点検に努めます。

町は、身近な場所に避難できる高台等がない場合は、避難施設を確保するため、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルを指定するとともに、そうした資源がない地域にあっては、地元の自治会と協議しながら津波避難タワーの整備を検討します。

### 6 避難対策

町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、津波浸水予測図に基づき、避難体制の整備、住民への周知等一層の津波対策の充実を図る津波避難計画を策定し、避難場所、避難路の確保や誘導標識の整備を進めるとともに、避難経路、避難階段、津波避難タワー等の避難関連施設の整備を推進します。また、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルの指定に努めます。また、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちへ津波警報が伝わるように、オレンジフラッグ（※）のように視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。

※オレンジフラッグ：津波に対する注意喚起です。

町は、新たな津波浸水予測図や地域の実情を踏まえ、津波による浸水の危険性が低い場所に避難場所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。

町は、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

## 7 要配慮者対策

町は、やむを得ず浸水のおそれがある場所に要配慮者施設を設置する場合は、安全なスペースの整備等に努めます。町は、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有等の避難誘導體制の整備や避難後の支援方策の検討を進めます。

沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえ、施設等における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。

## 8 津波に関する知識の普及

- (1) 町は、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。
- (2) 町は、新たな津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図ります。
- (3) 町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び町は、土地取引における活用等を通じて、津波浸水予測図や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。
- (4) 町は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等、避難指示、津波浸水予測の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。

## 9 津波訓練の実施

町は、警察、海上保安庁や民間の救護組織と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練等を実施します。

また、最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施し、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。



- 資料 4-1 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（内田ビル）
- 資料 4-2 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（メゾンド和幸）
- 資料 4-3 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（レジデンス内藤）
- 資料 4-4 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（メゾン千夢）
- 資料 4-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（パレス湘南）
- 資料 4-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（小川ビル）
- 資料 4-7 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（湯河原胃腸病院若葉寮）
- 資料 4-8 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（シーサイドスクエア）
- 資料 4-9 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書（湯河原ロイヤルハイツ）
- 資料 2-5 地震及び津波に関する情報
- 資料 1-12 防潮扉一覧表

